

女性筆頭人と村社会

豊後国日田郡五馬市村を素材に

内田鉄平

一、問題の所在

近世農村社会における女性の社会的地位等については、しばしば相統対象者としての女性、所謂「女性相統人」の問題がこれまで近世史・女性史・人口学など多くの分野の研究者によって議論されてきた。

この問題にはじめて着手したのは宮川満氏であつて、氏は畿内地方の農村を分析し、相統対象者に女性が多い事実注目し、「女性の家長獲得は地位向上のあらわれである」と指摘した。⁽¹⁾その後、大藤修氏や大竹秀男氏らが事例分析から女性が「家」を相統した背景として、家族内に男性が存在しない場合や男子が幼少の場合を指摘し、緊急的で短期間の相統形態と強調し、「婦女を終極的な正規の名前人とはみなさず、いずれは男名前人に替わるもので、やはり中継相統人ではなかつたのである⁽⁵⁾」と論じている。

この女性相統人≡中継相統人という評価を受け大口勇次郎氏⁽⁶⁾は、大藤氏などが女性相統の特徴として提示された相統期間の短期間・成年の男性不在というこれまでの規範から逸脱した事例を武州や畿内、羽州の農村から紹介した。大口氏が分析した村では、女性の筆頭人の期間が一年と短期間から、数年から十年以上という幅が存在する。また、相統時における家族構成で、

成年男性を伴いながらも暫く筆頭人の座に留まる女性の事例も確認された。しかし、大口氏も期間の長短を考慮したうえで男性相続人へ「家」を中継する事象を踏まえれば、女性の相続は中継相続との認識である。但し、大口氏は近世の村落社会でこのような女性相続という現象自体を評価するべきであると述べている。⁽⁷⁾

女性史の研究分野では、宮下美智子氏⁽⁸⁾も畿内地方の農村の分析から女性相続の存在を確認している。宮下氏も、女性相続が発生する背景とその評価として「男子相続人のいない場合や年少の場合に、婿養子をとるまで、あるいは男子が成長するまでの中継相続人である」⁽⁹⁾と考察されている。宮下氏は女性相続人を輩出した「家」の特徴として、持高の低い零細農民層に集中していることを指摘している。零細農民層において男性相続人が得難く、家父長による家族員の包括力が弱いために、このような女性筆頭人が多くなると分析した。⁽¹⁰⁾

歴史人口学的手法から分析した岡田あおい氏は、陸奥地方の農村の事例として、女性相続人が出現した「家」において宮下事例にみられない下層農民層への集中傾向に注目した。ただ、岡田氏は女性継承者(女性相続人)が適当な時期に男性へ交替したことや、男性が存在しない場合での養子・入夫という事例から女性相続人の評価として、「家督継承者としての位置付けは通説通り一時的な『中継的継承者』と考えるべきである」⁽¹¹⁾と結んでいる。⁽¹²⁾

以上のように、女性相続人に関する様々な分野からの研究蓄積を紹介してきたが、そのほかにも男女の別なく第一子に家を相続させる姉相続という慣行も地域によって存在する。⁽¹³⁾これらの事例研究の蓄積を大別すると畿内・東北・関東の3つの地域に分類することができる。それぞれの地域における事例研究を、今後どのように地域性を加味して、考察していくのかは今後の課題であるが、いずれの事例研究にも共通していることは、女性相続人の出現の背景として、①「相続時『家』内に成年男性が存在しないこと」、②「女性が『家』の筆頭人である期間に長短の相違はあるが必ず成年男性へ相続している」以上の二点が挙げられる。本稿では従来の研究蓄積を踏まえて、豊後国の幕領村における女性筆頭人の様相を観察していく。さらに、問題点を女性筆頭人と村社会との関係に絞り、村が女性相続人をどのように処遇したのかを考察していきたい。これま

での研究では、女性相続人が出現することのみに議論が終始し、検討に際しては宗門人別改帳による記載の変化に判断を頼ってきた。それでは、実際に女性筆頭人たちは村社会において何らかの役割を果たしたのか、単なる記載上の変化でしかなかったのか、この点については宗門人別改帳からだけではみえてこない。また史料上の制約からもあまり議論されてこなかった。女性筆頭人が村において実際に村社会で何らかの役割を果たしたのか、否か、この問題意識とともに、豊後国における女性筆頭人の様相について考察していく。

なお、本稿では「家」を相続した女性を「女性筆頭人」と呼称する。これまで、女性相続に関して「女性戸主」、「女性当主」、「女性名前前人」、「女性相続人」等の呼称が使用されてきた。本稿では主に使用する史料は宗門人別改帳（五馬市村宗門改帳）であり、人別帳における筆頭人の記載欄に女性の名前が存在する場合に、女性が「家」を相続したと判断した。その後、女性を中心に家族員の続柄が記載されるようになるのである。故に、女性筆頭人という表現が最適であると判断した。但し、概念としては「女性当主」や「女性名前前人」と同様である。しかし、留意しなければならないのは、「女性戸主」という表現である。この「戸主」という言葉使用には、明治民法で捻出された強い家父長制、家族統制・包括といった意味が滑りこんでくる危惧を生じるのではないだろうか。近世農村社会における女性の地位等を議論するうえで、戸主を付随させた「女性戸主」は表現としてそぐわないと思われる。

二、五馬市村における女性筆頭人の様相

① 分析対象地と使用史料の紹介

分析した地域の概観と、使用した史料について、簡単に紹介する。

本稿において分析対象地とする五馬市村（現大分県天瀬町五馬市）は、近世後期においては豊後国日田郡内の幕府領の村であり、日田郡は「筋」によって分割・統治されていた。『日田市史』によれば、日田郡は九筋に村々が編成され各筋には村々の

代表として筋代がおかれていたようである。郡内の筋は城内筋二町十三カ村、渡里筋十カ村、小野筋十カ村、大肥筋六カ村、高瀬筋十三カ村、津江筋八カ村、大山筋六カ村、口五馬筋六カ村、奥五馬筋七カ村である。五馬市村は奥五馬筋に位置し、奥五馬筋は、桜竹村・塚田村・本城村・新城村・芋作村・出口村・五馬市村の各村である。五馬市村では、他村との出作・入作がさかんであり、天保期の村明細帳では、村高およそ七百三十六石であるが、そのうち、百数十石は新城村を中心に他村からの出作によって耕作されている。村人数は、年代ごとに微小に変化するが、文化・文政で、四五〇人程度、嘉永期に若干減少し四二〇人前後にまで落ち込むが、幕末期、明治初期では五〇〇人程度にまで増加している。畑作では主に大豆を栽培している。また、五馬市村は台地に位置しており、水田とともに畑作の割合が高い村である。村内には肥後街道が通って交通の要衝であり、馬を使用して馬借業に営む「家」も存在していた。伊能忠敬も、文化期にこの肥後街道を通過していたことが伊能忠敬の測量日記や五馬市村絵図から窺い知ることが可能である。

女性筆頭人の分析に際し、主に使用した史料は、豊後国日田郡五馬市村宗門改帳である。⁽¹⁴⁾（以下、「五馬市村宗門改帳」と記載する）五馬市村宗門改帳は現在判明するところ、文化七年（一八一〇）を最初として、明治二年（一八六九）まで二九冊が残存している。そのなかで天保期や幕末期を中心に史料が欠損しており、残存率は全体の五割程度である。宗門改帳の記載内容は、一軒ごとに「持高」、「人数」、「筆頭人名」、「個人名」、「年齢」、「旦那寺名」、「筆頭人との続柄」が記載されている。旦那寺は個人単位ではなく、「家」単位となっている。一軒ごとの「家」は血縁家族が中心であるが傍系家族の伯父（叔父）・伯母（叔母）等の記載や一部で厄介者の記載も存在する。五馬市村の「家」軒数は百軒程度で、文化期から幕末期まで、ほぼ一貫している。

② 五馬市村における女性筆頭人の分析

では、実際に五馬市村における女性筆頭人の事例を詳細にみていくことにする。はじめに宗門改帳から判明した女性筆頭人

の一覧表を左の「表1・五馬市村女性筆頭人一覧表」として掲げておく。⁽¹⁵⁾

「表1・五馬市村女性筆頭人一覧表」

名前	期間	開始時期	家族構成	続柄	次・相続人	持高(石)
しち	不明	文化七	娘	不明	不明	〇
せき	一四年間	文化八	なし	不明	他家・入	一・五九八
つな	一年間	文化一四	なし	不明	他家・入	九・六五二
なつ	七〇一三年間	文化一〇	なし	不明	他家・入	三・五四二
かめ	三年間	文化一四	なし	不明	他家・入	〇・八七四
なを	三年間	文政六	なし	不明	他家・入	一・四六二
かを	不明	文政六	なし	不明	他家・入	〇・四六二
とせ	三〇一六年間	文政一三	なし	不明	不明	〇・七五五
らち	八〇一二年間	天保二	なし	不明	不明	〇
あざ	二一〇一五年間	天保二	なし	不明	不明	〇
つげ	三〇一三年間	天保九	姉・娘	不明	不明	〇
すき	二〇一二年間	天保九	娘・倅	不明	不明	二・五七八
かみ	二〇一二年間	天保九	娘・倅	不明	不明	二・五一二
かね	二〇一二年間	天保九	なし	不明	不明	〇
りつ	四〇一二年間	天保九	娘	不明	不明	一・六五五
ゑつ	二年間	安政二	倅・孫	不明	不明	二・九五三
りも	二年間	嘉永四	母・弟	不明	不明	三・四九
ひつ	八年間	嘉永四	娘	不明	不明	三・六七八
なみ	五年間	嘉永七	娘	不明	不明	三・四八九
はる	一〇年間	嘉永七	娘	不明	不明	二・四六八
いち	三〇一〇年間	安政二	倅・二人・娘・母	不明	不明	四・三一六
みつ	不明	不明	なし	不明	不明	二・三九二
つね	不明	不明	倅・娘	不明	不明	二・〇〇一
はん	不明	不明	娘・孫・二人・妹	不明	不明	五・二九
ふち	不明	不明	なし	不明	不明	〇
ち	不明	不明	倅・母・娘	不明	不明	八・一四九

「表1」では五馬市村における女性筆頭人の事例を可能な限り宗門改帳から抜き出してみた。史料に欠損が多く、詳細な様相について知ることは不可能だが、これによりある程度五馬市村の女性筆頭人の様相を窺い知ることができる。⁽¹⁶⁾まず、筆頭人としての期間では一年限りという短期間から、十年以上に及ぶ長期の筆頭人が存在し、期間には長短の幅が存在する。大口氏が分析された武州下丸子村の事例においても、短期間から場合によって十年以上継続することもある。⁽¹⁷⁾また、成松佐恵子氏によると奥州二本松藩仁井田村での女性筆頭人の平均期間は、八・三年であると分析された。⁽¹⁸⁾ただ、大藤氏が示されたように、短期間のうちに男性相続人へ交代する場合もあり、中継相続による特徴として一概に期間の長さから判断できないと思われる。期間が長いからといって、女性の地位向上という評価も下せない。つまり中継人だから期間が短いという意見や、逆に男性の跡継ぎが見つかりにくく必然的に長期化する傾向にもあるという二つの見解が考えられる。

次に、女性が筆頭人となった時点での家族の状況を見ると、五馬市村では一人暮らしの世帯が目立つ。さらに、家族がすべて女性という「家」⁽¹⁹⁾や、幼少の男子も含まれるケースもあるが、大口氏が示された成年男性が相続時に含まれるような事例は見受けられなかった。⁽¹⁹⁾しかし、他地域における成年男性を伴いながらの相続でも、男性が二十歳になると、多くは交代するといった事実が確認され結局女性は中継相続していることとなる。最後に、女性筆頭人が誰に相続したのかに注目すると、五馬市村では自分の倅が最も多い結果となった。自分に息子がいない場合は養子という手段を取ったりしたが、「家」を絶家させ他家の家族となることもあった。いずれにしても、史料の制約が多く詳細には判断しにくいのが、傾向として窺い知ることは可能であろう。成松氏の分析された仁井田村では、女性の次・相続人として、五十三例のうち、長男十一例よりも絶家二十二例という、絶家が異常に多い結果を示している。⁽²⁰⁾これは、他地域に比べても特殊なケースであって、何らかの要因が存在したのかもしれない。多くの地域では、女性は自分の息子が成人してから筆頭人の座を譲るか、養子や入夫という方法で事態を解決している。

まとめると、五馬市村における女性筆頭人の様相は、他地域と比較すると大凡としての傾向は同様と見なすことができる。

あろう。また、他地域相互を比較しても女性筆頭人の期間・家族構成・次相続人の様相など傾向として同じタイプであろう。ただ、地域的に女性筆頭人の頻度の割合では、畿内地方の方が、東北地方の事例よりも多い傾向にある。前述した通り、今後の課題は地域別に、その地方の歴史的背景も考慮しながら事例研究を扱うことだと認識している。⁽²¹⁾

三、女性筆頭人の個別事例

前章では五馬市村における女性筆頭人の全体の様相について考察したが、本章では宗門改帳から女性筆頭人が出現する前後の様子を幾つかの具体的な事例を参考にみていきたい。

① 「あさ」の場合

「あさ」は女性筆頭人として二十年以上記載される訳だが、文政十三(一八三〇)年の宗門改帳では、「庄右衛門」家の倅、「源助」の女房であった。

一人数五人内 男式人 庄右衛門

女三人

老石四斗六升五合

此訳

庄右衛門 六十七 専称寺旦那

病りを 娘四十

源助 倅三十四

あさ 女房二十四

あき 孫四 (文政十三年)

その後、宗門改帳が欠損しており、様相を窺うことは不可能だが天保六(一八三五)年には筆頭人に「あき」の夫源助が明記されている。この交替は庄右衛門の死亡の可能性が非常に高い。さらに天保八年に筆頭人の源助が宗門改帳から帳外になっている。この帳外の理由は不明であるが、天保八年に「あき」が女性筆頭人として記載されている。

一人数女三人 あき

無高

あき 三十四 専称寺旦那

りを 姉四十七

あき 娘十一 (天保八年)

また、弘化五(一八四八)年の宗門改帳では、姉「りを」が消え、娘「はや」と俵の栄市、末吉が新たに記載されている。「はや」は庄屋家へ年季奉公に出ている戻ってきた直後に、隣村の新城村へ縁付となっている。嘉永五(一八五二)年には、「あき」(改名し「はつ」)が玖珠郡の山浦村へ縁付となっている。その後、嘉永六年の宗門改帳では次のように記載されている。

一人数三人内 男式人 あき

女老人

無高

此訳

あさ 五十 専称寺旦那

末吉 倅十二

栄市 同十七

(嘉永五年)

史料の欠損が続ぎ、後の文久二(一八六二)年の宗門改帳では倅の栄市が筆頭人となっている。「あさ」は源助の跡を継ぎ、二十年以上かけて筆頭人を中継したことになる。なお、宗門改帳では、「あさ」家の持高は、無高とされているが、免割帳では、免割帳で記載されている。これに関しては、各「家」ごとの年貢徴収が免割帳を参考にしていた事実を考慮すれば、宗門改帳の記入ミスとも思われる。また、「あさ」は倅の栄市が成人男性とみなされる十五歳になってからも暫く、筆頭人であったことを窺い知ることができる。

② 「つけ」の場合

「つけ」は天保八(一八三七)年において孫四郎の女房で、一人娘「りも」と三人家族であった。

一人数三人内 男老人 孫四郎

女式人

四石六斗三升四合

此訳

孫四郎 四十六 照蓮寺旦那

病 つけ 女房三十九

りも 娘十七

(天保八年)

その後、弘化五(一八四八)年の宗門改帳では、孫四郎の記載が消え、「つけ」が筆頭人に就いている。天保九年から弘化五年の間に孫四郎が帳外となっている。さらに、弘化五年に正太郎なる男子が新たに記載されている。おそらく養子として迎え入れたのだろう。

一人数三人内 男耆人 つけ

女式人

式石五斗七升八合

つけ 五十 照蓮寺旦那

りも 娘二十八

正太郎 倅十

(弘化五年)

嘉永四(一八五二)年に、「つけ」は娘の「りも」に筆頭人の座を譲っている。女性から女性への相続で、これは珍しいケースだと思われる。

一人数三人内 男耆人 りも

女式人

三石六斗七升八合

りも 三十一 照蓮寺旦那

虎作 十二

病 つけ 母五十三

(嘉永四年)

この女性から女性への筆頭人の交替であるが、考えられる理由として「つけ」の健康上の理由ではないだろうか。「つけ」は身体が丈夫でなく、村内における何かしらの責任が果たせず、筆頭人を交替したとも推測できる。しかし、正確な理由は不明である。「つけ」にはそれ以前から朱書きで病の記載があり、嘉永七年に死亡していることから、嘉永四年の筆頭人交替は、身体的な理由が挙げられる。そして、虎作(旧正太郎)は幼少であり、成年男子に達していないことから、「りも」が一旦相続し、中継の中継を行ったことが示唆できる。その後、虎作が十五歳の成年になると、「りも」は虎作へ筆頭人の座を譲っている。

③ 「ゑつ」の場合

「ゑつ」は文政十三(一八三〇)年、新左衛門の妹として宗門改帳に記載されている。

一人数六人内 男式人 新左衛門

女四人

三石三斗四升

此訳

新左衛門 四十五 広円寺旦那

病 ゆく 女房二十四

とせ 娘十六

卯平 叔父七十七

しま 母六十六

ゑつ 妹二十五

(文政十三年)

天保七(一八三六)年に「とせ」は同筋内の桜竹村へ縁付となっており、叔父の卯平は八十三歳で死亡という記載が存在する。また同じ年に新左衛門の弟・助七が家族に加わっている。弘化五年には、筆頭人が弟の助七に替わり、兄の新左衛門は隠居している。また、倅と記載された民市、卯市、娘と記載された「りゑ」が新たな家族として迎え入れられている。しかし、嘉永二(一八四九)年に筆頭人の助七が突如死亡したのである。そこで前筆頭人の新左衛門が再度筆頭人の座に就いているが、直後に新左衛門は桜竹村・「芳三郎」家へ厄介となっている。嘉永四年には、助七女房であった「ゑつ」が筆頭人となっている。

一人数四人内 男式人 ゑつ

女式人

三石四斗九升

此訳

ゑつ 四十六 広円寺旦那

民市 倅十

りゑ 娘十七

卯市 倅七

(嘉永四年)

助七の死亡から、新左衛門の再度筆頭人へ、そして直後に他村の「家」の厄介になるというめまぐるしい動きがみてとれた。一連の経緯における要因については、現段階では知り得ることは難しい。筆頭人となった「多つ」は、嘉永六年に他村からの入夫・半平に筆頭人の座を譲り「家」を中継相続させている。

四、女性筆頭人発生背景

第二章においては五馬市村における女性筆頭人の様相や個別の事例を考察してきたが、次にそれを踏まえ女性の筆頭人が発生する背景について考えていきたい。

確かに、大藤氏の指摘されるところの家族員の男性不在や幼少といった特別な事情が問題になる訳だがこの問題を解決する方法としては、養子や入夫といった対処方法が存在する。その点に関して、宮下氏は特に経済的に下層農民の「家」に注目され、零細農民層が成年男子を得にくいことを申し述べている。分析した畿内農村において女性の相続人は「五石未満の零細農民層に多く上層高持ではほとんどいない」と分析されている。成松氏は女性筆頭人「家」の経済的状况として、仁井田村では「石高をみると平均六・四石と小さく、このうち妻一人残った世帯は三・八石と、とくに経済力の弱い世帯であったことがわかる」と指摘され、女性の筆頭人が下層持高層で発生する傾向を示された。しかし、岡田氏によると「下守屋村の場合、女性継承者の割合は全体の一〇・一%であり駒ヶ谷村と比較すると女性継承者の割合は全体的に低いのであるが、駒ヶ谷村の場合のように低い階層ばかりでなく、高い階層においても一〇%以上の女性継承者がでているのである」と述べており、仁井田村や

「表2・女性筆頭人『家』と
入夫養子『家』の持高比較表」 (26)

持高(石)	養子・入夫	女性筆頭人
10以上	8	0
5以～10未	7	3
3以～5未	6	5
1以～3未	0	8
1未	0	3
無高	0	7

駒ヶ谷村の特徴を見出すことはできなかったと考察されている。

では、五馬市村における女性筆頭人「家」の経済的状況はどのような様相であったのか検討していきたい。また、参考として養子や入夫の事実がある「家」との比較も行っていく。「表2」は女性筆頭人が発生した「家」の持高と、養子や入夫を行った事実のある「家」との持高比較である。五馬市村では文化・文政期から嘉永期にかけて、村における最も多い「家」持高階層は四石以上五石未満であり、このことを考慮して表を分析していくことにする。養子や入夫の事実のある「家」では、階層に多小のばらつきは存在するが、すべて持高が三石以上の階層に分布している。女性筆頭人が発生した「家」では、全体的に多くの階層に分布しているが、持高三石未満の「家」が全事例のおよそ七割に及んでいる。この結果を傾向として比較対照すると、養子・入夫を行った「家」ではある程度経済的には中・上層「家」であるが、女性筆頭人が発生した「家」では、経済的に下層傾向にあると看取できる。五馬市村では、仁井田村や駒ヶ谷村での事例と同じ傾向ではないだろう。やはり、「家」を相続する前提条件として、何としても男性を確保したいが、何らかの理由で「家」に適当な男性相続人の候補が居ない事態が発生した。そこで、養子や入夫といった対処で事態の解決を図りたいが、そこに経済的な条件がネックとなるのではないだろうか。岡田氏の紹介された事例では必ずしも零細農民「家」に女性筆頭人「家」が集中しているわけではなかったが、持高の石数の数値だけで、結論を導くのではなく、何かしら比較対照させる事象を考えていくと、また新たな見解が示唆できる可能性も生じるのではないだろうか。本稿では、経済状況のみの見地ではあるが、養子・入夫を行った「家」との持高比較から女性筆頭人発生の背景の検討を試みた。

五、女性筆頭人の村内における役割

これまで五馬市村における女性筆頭人の様相をみてきたが、従来における所謂女性筆頭人の研究では人別帳・宗門改帳等における記載内容のみを頼りに研究が進められてきた。本稿における分析も五馬市村宗門改帳から複数の事例をみてきたが、実際のところ宗門改帳による記載から女性筆頭人の発生は看取できるが、それ以上の様相を窺い知ることは困難である。他地域の事例では、女性筆頭人は村内において一人前には扱われないことが多く、親類等の助けが必要であるなどと、村社会において女性筆頭人の具体的活動の事実関係が認識されにくい面も存在する。しかし、五馬市村においては女性の筆頭人の存在を宗門改帳の記載以外の史料から窺い知得ることが可能であり、女性筆頭人の宗門改帳以外の活動の様子についてごく一部ではあるが触れていきたい。

「史料1」(28)

「飢夫食米御渡二付小前取帳」

此小前

日数三十日分

一家内四人 茂作

此飢夫食米尅斗五升

(中略)

一家内人数三人 あさ

此飢夫食米 九斗 (朱筆)
六斗

「史料2」⁽²⁹⁾

「丑田畑御免割帳」

(中略)

一畑高 菘石五升 あさ

此取 大豆三斗菘升七合

(後略)

「史料1」は天保八(一八三七)年の「飢夫食米御渡付小前取帳」という史料である。いわゆる天保飢饉による農村救済策の一環として、この時期日田郡内では一日男性二合、女性一合の米支給が三十日間、もしくは五十日間の期限で行われているが、五馬市村でも、困窮している「家」毎に米支給が行われていた。注目するのは第三章でも取り上げた女性筆頭人の「あさ」が「史料1」では「家」の代表者として米を支給されていたことが確認できる。また、史料に「小前」との記載があり、村において「あさ」は一軒の「家」代表者として認識されていたことになる。また、「史料2」は天保十二年の五馬市村の免割帳であるが、この免割帳においても、「あさ」は村での一軒の「家」代表者として、年貢納入の責任を負わされている。つまり「あさ」は村において「家」の代表者として村から認められていたことになり、「家」の顔として年貢納入の責任や何らかの責務を女性筆頭人の彼女を通して賦課したことが看取できるだろう。

次に、土地質証文の記載から女性筆頭人の様子についてみていきたい。

「史料3」⁽³⁰⁾

「七番裏印鑑帳」

六ヶ年切売渡申畑地山野證文之事

字行丸式ヶ所不残

(中略)

五馬市村本主 善三郎 (印)

同断 つけ (印)

受人 寿助 (印)

同 善平 (印)

組頭 平右衛門 (印)

弘化二年巳三月

同村 逸右衛門殿

善平殿

「史料3」は庄屋が保管管理していた土地質地証文の控書であるが、天保十(一八三九)年から万延二(一八六〇)年までの質地証文のなかで、「あさ」同様本稿で取り上げた「つけ」が本主として善三郎とともに記載されている。さらに受人の箇所には保証人として、寿助、善平の名前がある。善三郎・つけ・寿助・善平は同じ五人組の關係であると思われる。五馬市村での五人組帳は現存せず、不明であるが、明治三年の戸籍控帳から組の人員と判断できる。「つけ」の前夫・孫四郎の時にも、同じように善三郎ら同じ組内での質地証文が幾つか存在する。また受人の箇所に「つけ」の名前が記載されている場合もある。⁽³¹⁾
このように、「あさ」や「つけ」といった女性筆頭人は、村内において何かしらの役割を果たしていたと見受けられる。

「あき」は「家」代表者の「小前」として夫食米を支給され、また免割帳からも年貢徴収において「家」の責任者として役割を果たしていた。また、「つけ」は土地質地証文の記載から借主や保証人として役割を果たせる立場にあった。但し、「つけ」の使用した印は、前夫・孫四郎と異なっており、この事実をどのように考慮するか今後の課題である。ただ、土地質地証文での「つけ」記載の事実によって、どの程度までの評価かは判断できないが、少なくとも「家」の代表者として村からは認められていたと思われる。「史料1-3」により宗門改帳等以外の記載から女性筆頭人の具体的活動と村における期待された役割の一端を知ることができた。女性筆頭人という事象は宗門改帳等での便宜的な記載ということではなく、史料などから実際に「家」の代表者として村内部において何らかの役割を認められていたことになる。

六、おわりに

本稿では豊後国日田郡五馬市村における女性筆頭人の様相と、村内における活動の一端を中心に考察を試みた。これまで研究蓄積が乏しい九州における女性筆頭人の様相を他地域と比較して以下の点が明らかとなった。五馬市村や他地域での女性筆頭人の出現時における状況として、家族内に男性が存在しない、もしくは幼少であるという場合が圧倒的に多い。また、女性筆頭人は次の相続人に倅・養子、さらには入夫という手段を用いて「家」を存続させ、自身は中継相続人として役割を演じている。このように五馬市村を含め、各事例地域において同様の傾向を見て取れたが、今後の課題では地域ごとの歴史的背景を配慮して、検討しなければならないだろう。東北と畿内の村では成立過程や支配形態も異なることから、女性筆頭人の出現においてその意味合いなどの違いを考慮しなければならないだろう。

また、女性筆頭人を宗門改帳のみの記載から分析していくには、問題の偏りが生じる可能性がある。例えば、筆頭人である期間の長短などを議論しても、個々の事情が大きく作用するなかで、それは難しいのではないだろうか。重要なのは筆頭人である期間の長さではなく、その時々において、村は女性筆頭人に何を期待したのか、どのような責務を賦課しようと考えたのか

か、このことが重要ではないだろうか。本稿では五馬市村における女性筆頭人の様相と活動した様子を極一部ではあるが史料の記載などから検討してきた。ただし、本稿に見受けられた女性筆頭人が、「家」の代表者として活動しているという事実を捉えて女性の社会的地位の向上と結びつけるにはいかがなものだろうか。

女性筆頭人の問題の背景には「家」と家長権(家父長制支配)との関係、「家」と村との関係が存在するだろう。女性が「家」の代表者であっても、そこに家長権が存在するのかといった問題も発生するだろう。仮に、女性筆頭人「家」では、家長権が存在せず、他の男性筆頭人「家」では家長権が存在したならば、村の「家」同士、相互の関係はどのように規定すればよいのだろうか。また、女性筆頭人が中継して男性の筆頭人となった時点で、再び家長権は発生するのだろうか。若しくは近世農村社会において「家」の当主(家主)に家長権なるものが存在するのか。これらの問題と女性筆頭人の問題は無関係ではなく、密接に関係している。⁽³²⁾ これらの問題を今後の課題と自己確認をして、本稿を閉じたい。

註

- (1) 宮川満『太閤検地論II』お茶の水書房、一九五七年、三三一―三三五頁参照
- (2) 大藤修『近世農民と家・村・国家』吉川弘文館、一九九六年、二四五―二九二頁参照
- (3) 大竹秀男『「家」と女性のいる歴史』弘文堂、一九七七年、二〇八―二〇九頁参照
- (4) 本稿で記載する「家」は、建物としての家とは別に、経営体としての「家」を意味するものである。
- (5) 大藤『前掲』註(2)、二五一―二五四頁参照
- (6) 大口勇次郎『女性のいる近世』勁草書房、一九九五年、七四―一〇六頁参照
- (7) 大口氏は『前掲』註(6)一〇七―一〇八頁で、藪田貫・中野節子両氏の批判に応えて「近世後期の村落において社会と家の秩序が動揺し、まさに家の永続が危機に直面したときに村共同体は女性(母親)の力を必要として、若年の男性よりも女性相続人を選択したのである」と述べている。

(8) 宮下美智子「農村における家族と婚姻」女性総合研究会編『日本女性史第3巻近世』東京大学出版会、一九八二年

(9) 宮下「前掲」註(8)四二頁抜粋

(10) 岡田あおい「近世農民家族における家督の継承とその戦略」速水融編著『近代移行期の家族と歴史』ミネルヴァ書房、二〇〇二年

(11) 岡田「前掲」註(10)一一二頁抜粋

(12) 近世史研究者や女性史・歴史人口学における女性相続人の評価をみてきたが、女性相続人に関し、その他参考となる著書・論文を挙げておく。①成松佐恵子『江戸時代の東北農民―二本松藩仁井田村』同文館、一九九二年。②宮下美智子「近世前期における『家』と女性の生活」、③長野ひろ子「農村における女性の役割と諸相」④安国良一「近世京都の庶民女性」女性史総合研究会編『日本女性生活史3近世』東京大学出版会。⑤中埜喜雄「江戸時代大坂町方における女性相続人について」田中真砂子・大口勇次郎・奥山恭子編『縁組と女性―家と家のはざままで』早稲田大学出版局、一九九四年。

(13) 姉相続慣行については、様々な事例論文等が存在する。その一例として次の論文がある。菊池慶子「仙台藩領における姉家督慣行―牡鹿郡根岸村の宗門人別長の分析から―」総合女性史研究会編『日本女性史論集3家と女性』吉川弘文館、一九九七年

(14) 別府大学附属博物館所蔵『五馬市村文書』

(15) 参考として、五馬市村における相続全般について申し述べると、文化・文政期(文化七―十五、文政四―十三)では相続事例36件(死亡相続17・隠居相続16・父親相続1・その他2件)、天保期(天保六―八)では相続事例8件(死亡相続6件・隠居相続2件)、嘉永期(嘉永元―嘉永七)では、相続事例24件(死亡相続9件・隠居相続7件・父親相続2件・その他6件)である。また、相続人としては、長男相続が68件中43件と圧倒的に多い。その連続年で宗門改帳の存在する文化・文政期、天保期、嘉永期では、68件中、相続人が女性のケースは7件である。

(16) 「表1」における家族構成・持高などの判断基準としては宗門改帳の欠損している年代では、前後年での宗門改帳を参考にして、五年間(17) 大口勇次郎『前掲』註(6)七四―一〇六頁期間については、武州下丸子村の事例を参考。下丸子村では女性筆頭人の期間として、五年間前後が比較的多い。

(18) 成松『前掲』註(12)①一七〇―一八二頁参照また、岡田氏によると下守屋村での女性筆頭人(女性家督継承者)の平均期間は九・一年と男

性筆頭人の半分であると。岡田「前掲」註(10)一一九―一二二頁参照

- (19) 大藤『前掲』註(2)二四六・二四八―二五四頁によると、女性相続人が発生した九件の事例では、家族内に男性がいたケースは二件のみで、いずれも十歳以下である。大口『前掲』註(6)七四―一〇六頁によると、下丸子村では、成年男子を伴いながら女性筆頭人になった数例の事例が存在している。羽州山家村・畿内東出戸村においても同様なケースを確認できる。

- (20) 成松『前掲』註(12)①一七四頁参照

- (21) 女性筆頭人の出現頻度では、畿内地方・上瓦林村(万治―弘化)では一四パーセント、花熊村(明和―慶応)約三二パーセント、桂木村(元禄―安永)に約一四パーセント、駒ヶ谷村(元禄七―享保五・享保七―寛延二)に一七パーセントである。それに対し、大藤氏の分析された羽州三村では、吉川村(一七五八―一八四五年)、鮎洗村(一七四五―一八四五年)、塚目村(一八一四―一五四年)の宗門人別帳を基にした事例は僅か九件である。また、岡田氏の下守屋村では(正徳―明治)約一〇パーセントである。大竹『前掲』註(3)、宮川『前掲』註(1)、宮下「前掲」註(8)、大藤『前掲』註(2)、岡田『前掲』註(10)を参考。例えば五馬市村における出現頻度は、文化・文政期、天保期・嘉永期の相続事例68件中、7件(約一〇パーセント)である。

- (22) 大藤『前掲』註(2)二五一頁参照

- (23) 宮下「前掲」註(1)四二頁参照

- (24) 成松『前掲』註(12)①一七四頁抜粋

- (25) 岡田「前掲」註(10)一二二頁抜粋

- (26) 「表2」作成・検討に当たり以下の要件に留意した。女性相続人「家」の持高は史料が欠損している場合、その前後年の数値を参考した。また、養子・入夫の確認は、弘化五年の宗門改帳に、文化期あたりからの事実が詳細に記載されている。したがって、養子・入夫の事例は、文化期前後から弘化五年までである。弘化五年の宗門改帳のみに、こうした記載が存在する理由は今のところ判明する証拠がなく、今後の課題としている。

- (27) 大竹氏は『前掲』註(3)参照女性が相続し名前人となっても、女性を理由に宮座での「座替り」を認めない事例を紹介され、また中塾氏

は「前掲」註(12⑤)参照大坂では、「女名前三年」といわれる一期三年が慣行とされ、女性名前人には「代判人」が付せられ法律行為を認められていないという事例を紹介されている。

(28) 別府大学附属博物館所蔵『五馬市村文書』

(29) 別府大学附属博物館所蔵『五馬市村文書』

(30) 別府大学附属博物館所蔵『五馬市村文書』

(31) 五馬市村における田畑の土地質地證文等では、本主(借主)・受入(保証人)に親類等の「家」が加判する。おそらくは五人組内の「家」どうしで相互扶助したと思われる。土地質証文における人員関係の分析は今後の課題である。

(32) 近世の庶民家族における家父長制の存在の有無について、それぞれの立場を簡単に紹介すると、たとえば中田薫氏は『徳川時代の文学にみえたる私法』(創文社版、一九五六年、一三〇頁参照)では庶民の家族において父権・親権の存在を認め、家長権の存在を否定している。

同じ立場の考えとして、川島武宜氏(同『日本社会の家族的構成』日本評論新社、一九五〇年)大竹秀男氏(同『封建社会の農民家族』創文社、一九六二年)藤井勝氏(同『家と同族の歴史社会学』刀水書房、一九九七年)などがおられる。また、逆に家父長支配の存在を強調する立場には、鎌田浩氏(同『法史学界における家父長制論争』『比較家族史研究二』早稲田大学出版局、一九八七年)や江守五夫氏(同『日本村落社会の構造』弘文堂、一九七六年)青山道夫氏(同『日本の「家」の本質について』『家族―政策と法―』東京大学出版会、一九七六年)などがおられる。さらには、この問題提案を百姓「家」の成立から指摘されている深谷克己氏(『百姓成立』塙書房、一九九三年)の論点も参考となる。

〔付記〕 史料閲覧に際し、別府大学附属博物館の御協力と、親切な御指導を頂戴した後藤重巳先生、田村憲美先生、末廣利人先生に深く感謝します。